



農林水産部（林務関係・水産関係）
電子納品運用ガイドライン

平成29年10月
農林水産部

< 目 次 >

- 1 福岡県農林水産部（林務関係・水産関係）電子納品運用ガイドラインの取り扱い
 - 1-1 目的
 - 1-2 適用する事業
 - 1-3 電子納品／情報共有の定義
 - 1-4 標準的な電子納品の流れ
 - 1-5 要領・基準等の相互関係
- 2 電子納品の対象範囲
 - 2-1 電子納品の対象とする成果品
 - 2-2 対象範囲
- 3 電子納品実施に当たっての留意事項等
 - 3-1 特記仕様書
 - 3-1-1 電子納品対象工事で試行案件の場合
 - 3-1-2 電子納品対象工事の場合
 - 3-1-3 電子納品対象外工事の場合
 - 3-1-4 電子納品対象業務の場合
 - 3-2 積算上の取り扱い
 - 3-3 発注図の準備
 - 3-4 事前協議
 - 3-4-1 協議事項
 - 3-4-2 施工中（業務中）の情報交換
 - 3-4-3 電子成果品とする対象書類
 - 3-4-4 その他の事項
 - 3-5 電子成果品の作成
 - 3-5-1 電子成果品の原本性確保とラベル面の表記
 - 3-5-2 電子成果品（CD-R等）が複数枚にわたる場合の対応
 - 3-6 電子データを用いた書類検査
 - 3-6-1 電子成果品（CD-R等）の電子データを用いて検査を行う範囲
 - 3-6-2 電子成果品（CD-R等）の内容確認
 - 3-7 電子成果品の保管管理
- 4 問い合わせ
- 5 附属資料（用語解説）

1 福岡県農林水産部（林務関係・水産関係）電子納品運用ガイドラインの取り扱い

1-1 目的

福岡県では福岡県電子県庁推進計画（平成13年12月策定）に基づき、行政サービスの向上を目的として、公共事業の調達業務の電子化推進に取り組んでおり、国土交通省が中心となって推進するCALS/EC（キャルスイーシー・公共事業統合情報システム）に対応した、電子調達システムを構築しました。農林水産部（林務関係・水産関係）では、電子調達システムの一部である電子納品について、平成18年度から運用を開始し、対象案件の順次拡大を図っています。

農林水産部（林務関係・水産関係）では、電子納品の運用を円滑に進めるため、「福岡県農林水産部（林務関係・水産関係）電子納品運用ガイドライン」を策定しました。このガイドラインは、電子納品の対象範囲、適用基準等、電子納品／情報共有システムの利用、発注者及び受注者が留意すべき事項等を定めたものです。

なお、福岡県農林水産部（林務関係・水産関係）電子納品運用ガイドラインは、電子納品の運用状況等に応じて適宜見直しを行います。

1-2 適用する事業

福岡県農林水産部（林務関係・水産関係）電子納品運用ガイドラインは、以下に示す事業の工事・業務委託に適用します。

福岡県発注の森林整備保全事業・水産基盤整備事業のうち、電子納品対象案件としたものです。

電子納品は、「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書」、「漁港漁場関係工事共通仕様書」及び「林務関係調査・測量・設計等業務共通仕様書」において規定される成果品を対象とします。

1-3 電子納品／情報共有の定義

「電子納品」を以下のとおり定義します。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の電子納品要領・基準等（以下「要領・基準等」という。）（※「1-5 要領・基準等の相互関係」参照）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものです。

電子納品の目的は、最終成果を電子データで納品することで、業務の効率化、省資源・省スペース化等を図るとともに、業務の高度化、県民サービスの向上、将来的な維持管理、さらには災害時の迅速な対応への備え等、計画→設計→施工→維持管理という、公共事業の一連の流れを通じて活用を図ることです。

電子データの納品は、従来紙媒体で納品していた工事完成図書や業務報告書などの成果品を、要領・基準等に則って作成した電子データを書き込んだ電子媒体（CD-R 又は DVD-R（以下「CD-R 等」という。））で納品するものです。このため、電子納品対象書類は、施工中（業務中）から電子化するよう留意してください。なお、「電子納品／情報共有システム」を活用することにより、納品

対応の作業の効率化を図ることができます。

今後、維持管理段階等で必要な電子データの利活用も踏まえ、将来にわたって保存すべきデータを整理し、要領・基準等の改訂に対応するとともに、保管管理や利活用についても改善を図っていきます。

各種資料等の電子化に当たっては、電子納品の対象であるか否かにかかわらず標準化の動向等について十分な調査を行い、将来的な利活用に不具合を生じないように配慮してください。

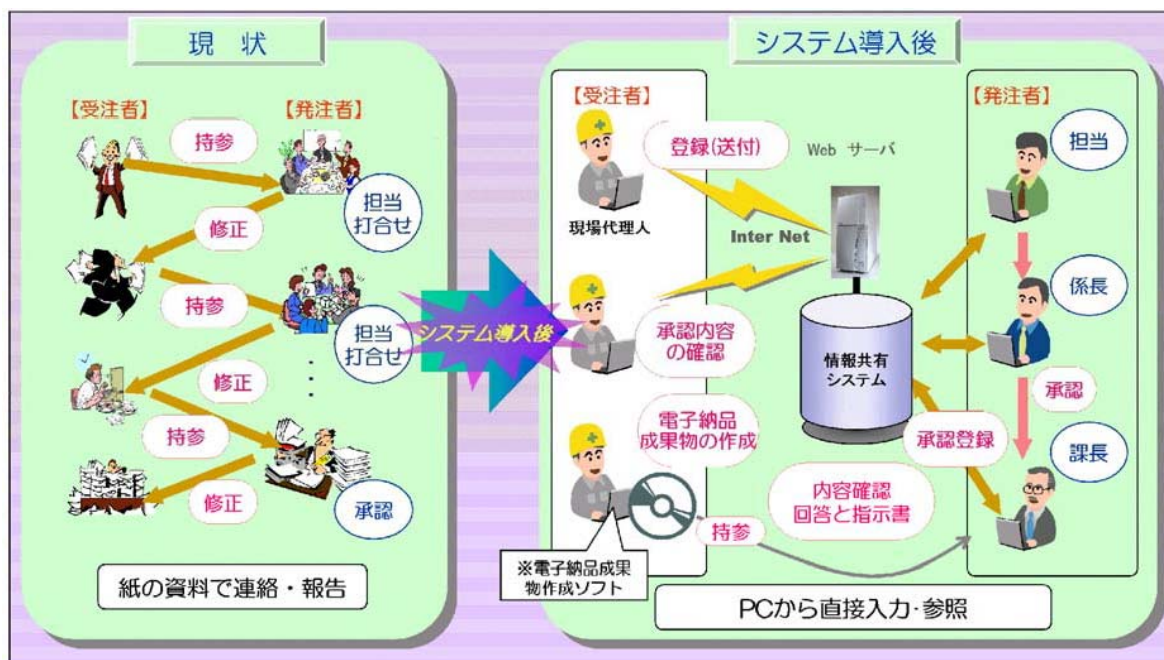
「情報共有」を以下のとおり定義します。

情報共有とは、福岡県の電子調達システムのサブシステムである「電子納品／情報共有システム」を使用し、施工中（業務中）に発生する多種多様な情報をデータベースで一元管理し、ネットワークを介して共有することをいいます。

情報共有の目的は、電子納品を円滑に行うために、工事・業務委託に関わる受注者と発注者との間の施工中（業務中）の情報（書類等）のやり取りを、インターネットを利用して行い、各種情報の共有化と電子納品成果品を作成する際の支援を図るものです。

「電子納品／情報共有システム」の利用に当たっては、受発注者間の事前協議の際に利用について協議を行うこととしますが、施工中（業務中）の情報を共有するとともに、受注者の電子納品を支援するものなので、積極的に利用を図ってください。

福岡県の情報共有システム概要を以下に示します。

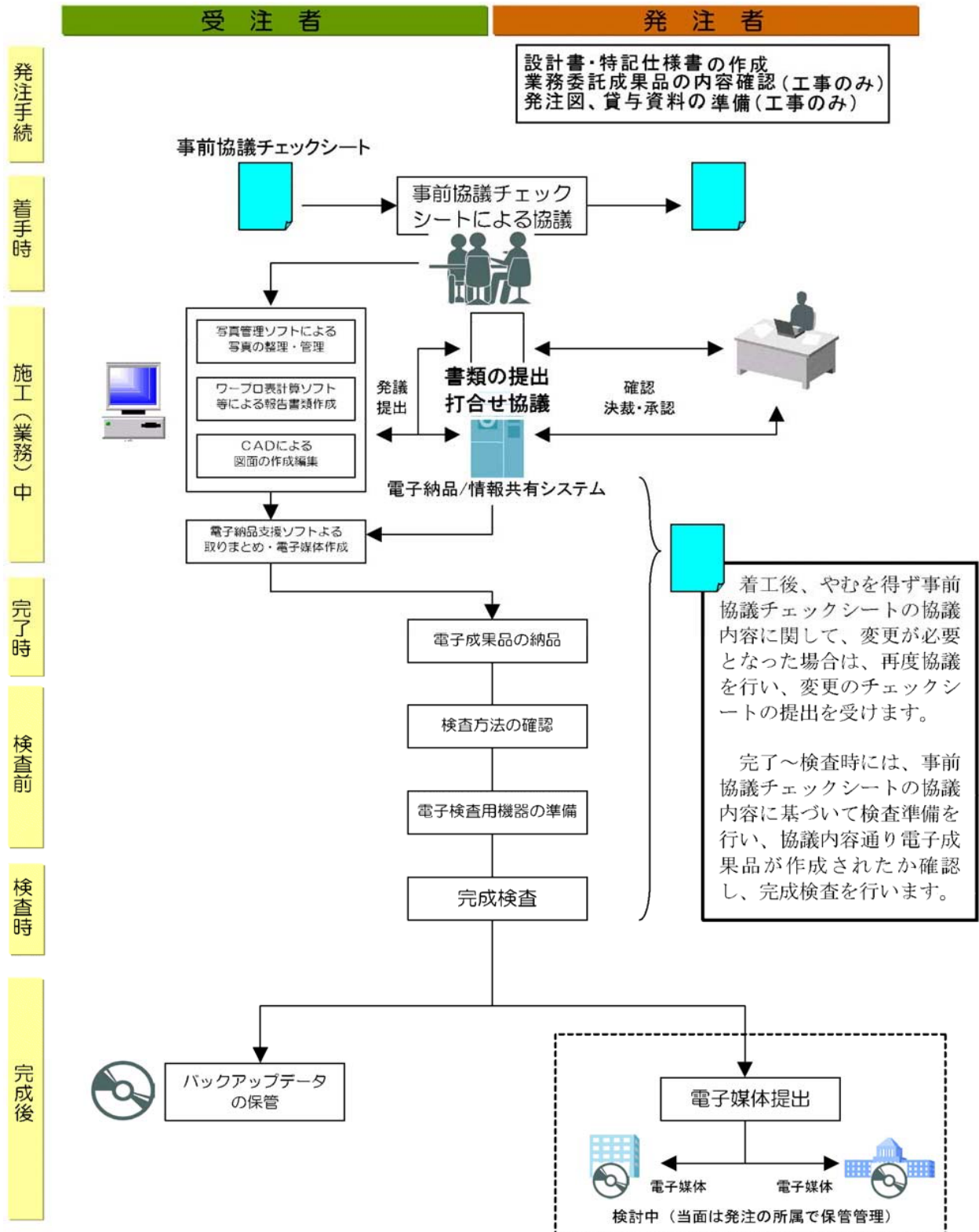


1-4 標準的な電子納品の流れ

標準的な電子納品の流れを以下に示します。

※着手時には、必ず事前協議チェックシートによる協議を行い、受発注者の相互理解の下、福岡県農林水産部（林務関係・水産関係）電子納品運用ガイドラインに基づき、電子納品を行います。

（3-4 参照）

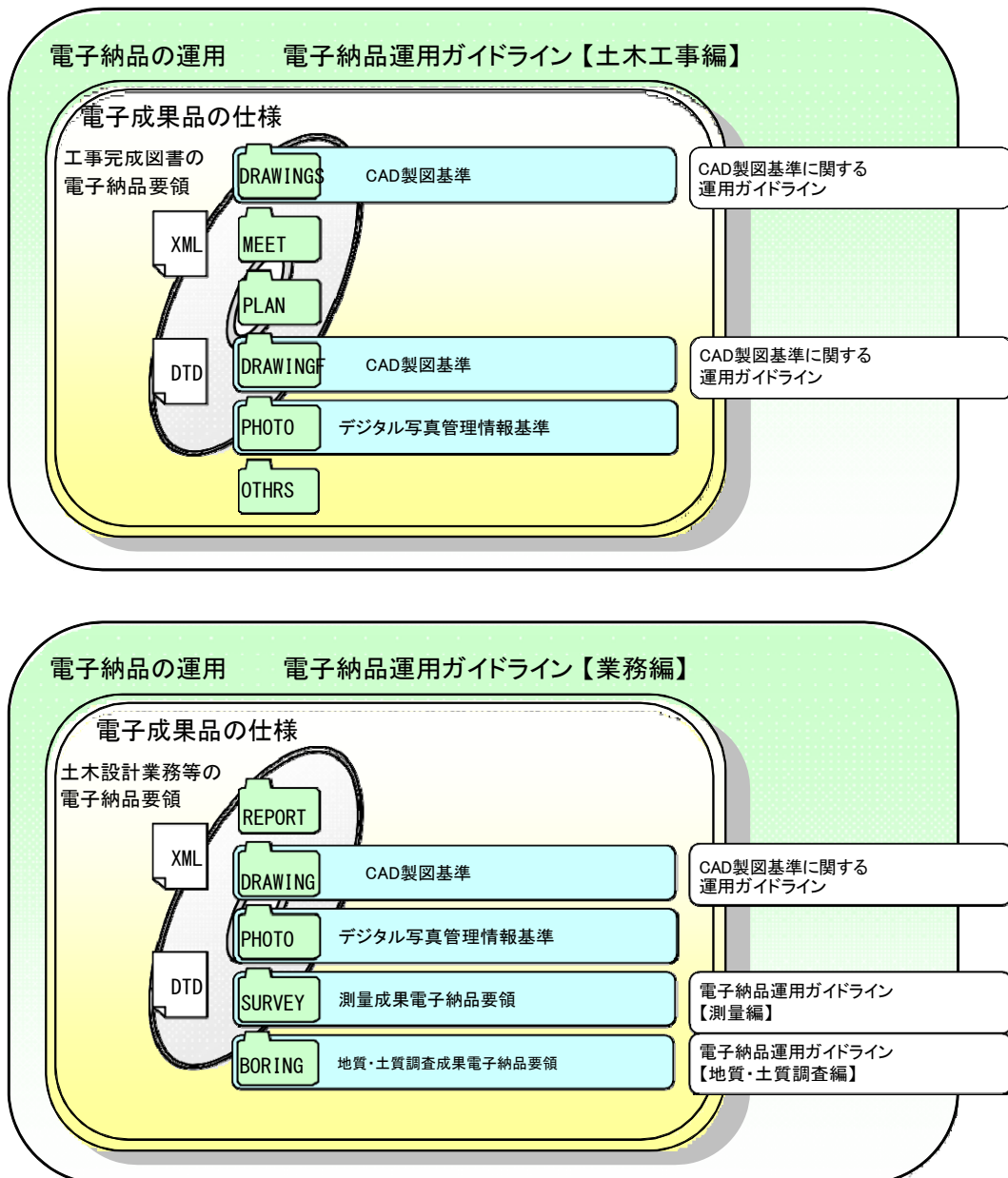


標準的な電子納品の流れ

1-5 要領・基準等の相互関係

電子納品に関する要領・基準等の関係及び取り扱いの異なる事項について以下に示します。なお、福岡県農林水産部（林務関係・水産関係）電子納品運用ガイドライン記載の事項(1-5(1))を除いては、要領・基準及び国土交通省の適用開始時期等(1-5(2)～(5))に準拠しますが、適宜追加・改訂等が行われるので、注意してください。

福岡県農林水産部（林務関係・水産関係）電子納品運用ガイドライン



福岡県農林水産部（林務関係・水産関係）における電子納品に関する関係図

(1)福岡県農林水産部（林務関係・水産関係）電子納品運用ガイドライン（福岡県農林水産部）

工事・業務委託の準備段階から保管管理までの全般にわたる電子納品の概要とともに、福岡県農林水産部（林務関係・水産関係）の電子納品の運用に係る事項について記載しています。

なお、納品される電子データの仕様等は要領・基準に準拠しますが、その一部の異なる事項、国土交通省の電子納品運用ガイドライン【土木工事編】・【業務編】等との取り扱いの異なる事項、特記仕様書、受発注者間における事前協議の内容、書類確認方法等、電子納品を円滑に実施するために必要な事項及び考え方等は「福岡県農林水産部（林務関係・水産関係）電子納品運用ガイドライン」によるものとします。

(2)電子納品運用ガイドライン【土木工事編】・【業務編】（国土交通省）

公共工事・業務委託の発注準備段階から保管管理全般にわたり、電子納品の運用に係る事項について記載しています。

(3)CAD 製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）

CAD の取り扱いに当たって、担当者ごとのバラツキをなくし、現場での混乱や手戻りを最小とすため、発注者が留意すべき事項及び参考となる事項を示し、CAD製図基準の統一的な運用を図ることを目的に作成されています。福岡県農林水産部（林務関係・水産関係）では、CADデータの納品フォーマットは SXF(SFC)形式とします。国土交通省は、国際標準に則った SXF(P21)形式としていますが、SXF(SFC)形式と比較して容量が3倍程度になります。このため、処理速度の低下やデータの保管容量の確保が増大するといった問題が生じます。そこで、SFC と P21 間では可逆的に変換することが一般的に可能であり、国外企業が参入した場合のデータ提供や永続性の確保に問題の無い SXF(SFC)形式を採用しました。

ただし、国外企業が参入した場合の SXF(P21)形式による納品については妨げません。

なお、CAD データ作成に当たっては、確実なデータ交換を行うため SXF 仕様への準拠性の基準を明確にし、技術的な検証を行っている OCF 検定認証ソフトウェアを利用するものとします。

(4)デジタル写真管理情報基準（国土交通省）

写真等（工事・測量・調査・地質・広報・設計）の原本を電子媒体で提出する場合の属性情報等の標準仕様を定めたものです。

工事写真の撮影要領等は、「農林水産部（水産林務関係）工事施工管理基準 [3] 写真管理基準」及び「農林水産部（林務関係）工事施工管理実施要領」に基づくものとします。

なお、着工前写真及び竣工写真はアルバム形式に整理し印刷したものを提出することとします。

※電子媒体（CD-R 等）に記録された工事写真の取り扱いについて

撮影したデジタル写真について、発注者の承諾を得ずに無断で編集することは認められません。監督員（調査職員）は無断で編集された形跡等について、検査時等に可能な限り確認を行うとともに、無断で編集されたデジタル写真を確認した場合には、厳正に対処することとします。

(5)電子納品に関する要領・基準（国土交通省）

電子成果品を作成する際のフォルダ構成やファイル形式など、納品される電子データの仕様等について記載されています。

※電子納品に関する要領・基準、各種ガイドライン、関連情報の入手については、国土交通省国土技術政策総合研究所 web サイトの電子納品に関するページを参照してください。

URL : <http://www.cals-ed.go.jp/>

2 電子納品の対象範囲

2-1 電子納品の対象とする成果品

電子納品の対象は、以下に示す仕様書において規定する成果品とします。各電子納品に関する要領・基準において適用する仕様書は以下の表に示す仕様書と読み替えるものとします。

成果品を規定する仕様書

業 務 種 別	仕 様 書 名 称
調査・測量・設計業務委託	林務関係調査・測量・設計等業務共通仕様書 (水産関係については、特記仕様書に示す仕様書)
工 事	福岡県農林水産部土木工事共通仕様書 (水産関係については、漁港漁場関係共通仕様書)

2-2 対象範囲

電子納品の対象範囲は、工事・業務委託それぞれの当初設計金額（税込み）により、次のようなスケジュールで順次拡大して実施します。なお、業務委託の図面については、全案件で電子納品とします。また、試行案件については電子納品を原則としますが、事前協議の結果、電子納品が困難であると判断される場合（受注者が対応準備中であること等）、電子納品としなくて良いものとします。さらに、電子納品の対象でないものであっても、受注者が希望する場合は、電子納品として良いものとします。

(1) 工 事

<平成18年度>

- ・7000万円以上の全案件で試行

<平成19年度>

- ・7000万円以上の全案件で実施
- ・5000万円以上7000万円未満の案件で試行

<平成20年度>

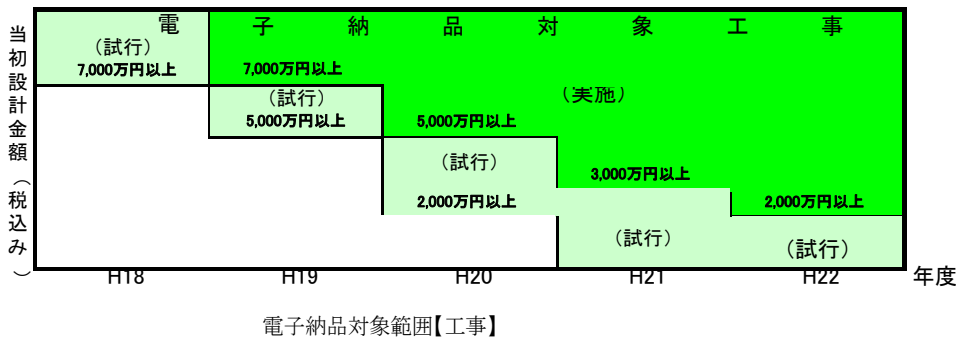
- ・5000万円以上の全案件で実施
- ・2000万円以上5000万円未満の案件で試行

<平成21年度>

- ・3000万円以上の全案件で実施
- ・3000万円未満の案件で試行

<平成22年度>

- ・2000万円以上の全案件で実施
- ・2000万円未満の案件で試行



(2) 業務委託

<平成18年度>

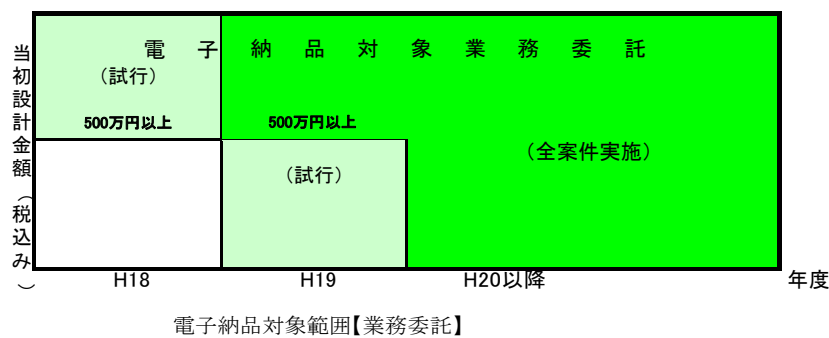
- ・全案件で図面の電子納品実施
- ・500万円以上の案件で試行

<平成19年度>

- ・全案件で図面の電子納品実施
- ・500万円以上の案件で実施
- ・500万円未満の案件で試行

<平成20年度以降>

- ・全案件実施



3 電子納品実施に当たっての留意事項等

3-1 特記仕様書

平成29年度以降の工事、業務委託の実施に当たっては、次に示す「電子納品に関する特記仕様書」を使用するものとします。

3-1-1 電子納品対象工事で試行案件の場合

電子納品に関する特記仕様書(電子納品対象工事で試行案件の場合)

第1章 電子納品

(電子納品)

第1条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、工事の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「工事完成図書の電子納品要領(国土交通省)(以下「要領」という。)」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものをいう。

2 電子納品の運用に当たっては、福岡県農林水産部(林務関係・水産関係)電子納品運用ガイドラインによるものとし、国土交通省の電子納品要領・基準等に準拠するものとする。

3 CADデータ交換フォーマットは、SXF(SFC)とし、電子媒体に保存する1つのファイル容量については、10MB程度を目安とする。

(工事完成図書の提出)

第2条 工事完成図書は、電子媒体(CD-R又はDVD-R、ISO9660フォーマット)によるものとし、要領に基づき作成した電子データをウイルス対策を実施した後、電子納品チェックシステム等によりチェックを行い、エラーがないことを確認した上で2部提出する。

2 電子成果品とする対象書類のうち、工事写真については電子納品を必須とし、工事写真以外は事前協議チェックシートにより監督員と協議の上、決定する。

なお、要領で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、要領の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。

(写真管理)

第3条 工事写真は、「デジタル写真管理情報基準(国土交通省)」に基づいて提出するが、写真の撮影要領等は「農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準[3]写真管理基準」及び「農林水産部(林務関係)工事施工管理実施要領」に基づくものとする。ただし、着工前写真および竣工写真はアルバム形式に整理し印刷したものを1部提出すること。(この場合、印刷時は300dpi以上のフルカラーで出力し、インク、用紙等は通常の使用で3年間程度以上の期間に顕著な劣化が生じないものとする。)

第2章 電子納品の試行案件

(試行案件の取り扱い)

第1条 本工事は、電子納品対象工事のうち試行案件とし、電子納品を原則とするが、事前協議の結果、電子納品が困難であると判断される場合(受注者が対応準備中であること等)、電子納品としなくて良いものとする。

3-1-2 電子納品対象工事の場合

電子納品に関する特記仕様書(電子納品対象工事の場合)

第1章 電子納品

(電子納品)

第1条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、工事の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「工事完成図書の電子納品要領(国土交通省)(以下「要領」という。)」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものをいう。

2 電子納品の運用に当たっては、福岡県農林水産部(林務関係・水産関係)電子納品運用ガイドラインによるものとし、国土交通省の電子納品要領・基準等に準拠するものとする。

3 CADデータ交換フォーマットは、SXF(SFC)とし、電子媒体に保存する1つのファイル容量については、10MB程度を目安とする。

(工事完成図書の提出)

第2条 工事完成図書は、電子媒体(CD-R又はDVD-R、ISO9660フォーマット)によるものとし、要領に基づき作成した電子データをウイルス対策を実施した後、電子納品チェックシステム等によりチェックを行い、エラーがないことを確認した上で2部提出する。

2 電子成果品とする対象書類のうち、工事写真については電子納品を必須とし、工事写真以外は事前協議チェックシートにより監督員と協議の上、決定する。

なお、要領で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、要領の解釈に疑義がある場合は監督員と協議の上、電子化の是非を決定する。

(写真管理)

第3条 工事写真は、「デジタル写真管理情報基準(国土交通省)」に基づいて提出するが、写真の撮影要領等は「農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準[3]写真管理基準」及び「農林水産部(林務関係)工事施工管理実施要領」に基づくものとする。ただし、着工前写真および竣工写真はアルバム形式に整理し印刷したものを1部提出すること。(この場合、印刷時は300dpi以上のフルカラーで出力し、インク、用紙等は通常の使用で3年間程度以上の期間に顕著な劣化が生じないものとする。)

3-1-3 電子納品対象外工事の場合

電子納品に関する特記仕様書(電子納品対象外工事の場合)

第1章 電子納品

(電子納品対象工事への変更)

第1条 本工事は、電子納品対象工事ではないが、事前協議の結果、受注者が電子納品を希望する場合は電子納品として良いものとする。この場合は、「福岡県農林水産部(林務関係・水産関係)電子納品運用ガイドライン」の3-1特記仕様書の3-1-2 電子納品対象工事の場合に準ずるものとする。

3-1-4 電子納品対象業務の場合

電子納品に関する特記仕様書(電子納品対象業務の場合)

第1章 電子納品

(電子納品)

第1条 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、

「土木設計業務等の電子納品要領(国土交通省)(以下「要領」という。

)」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものをいう。

2 電子納品の運用に当たっては、福岡県農林水産部(林務関係・水産関係)電子納品運用ガイドラインによるものとし、国土交通省の電子納品要領・基準等に準拠するものとする。

3 CAD データ交換フォーマットは、SXF(SFC)とし、電子媒体に保存する1つのファイル(報告書ファイル)容量については、10MB程度を目安とする。

(成果品の提出)

第2条 成果品は、電子媒体(CD-R又はDVD-R、ISO9660フォーマット)によるものとし、要領に基づき作成した電子データをウイルス対策を実施した後、電子納品チェックシステム等によりチェックを行い、エラーがないことを確認した上で2部提出する。(電子媒体の内容を紙に出力したものを1部添付すること。)

2 要領で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、要領の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

3-2 積算上の取り扱い

電子納品の成果品に係る積算上の取り扱いは、以下のとおりとします。

(1) 工事

工事完成図書の電子納品に係る費用については、共通仮設費率に含まれます。

(2) 業務委託

測量業務成果品の電子納品に係る費用については、諸経費率に含まれます。

コンサルタント的調査業務及び設計業務等成果品の電子納品に係る費用については、現行の「報告書作成費（印刷製本費）」を「電子成果品作成費」と改め、現行の積算と同様とします。

3-3 発注図の準備

発注図の準備に当たっては、CADデータがある場合には、これの加工を行い発注図とします。また、貸与資料に電子データがある場合は、積極的に電子データを活用するものとします。

発注者は、CAD製図基準に準拠して作成された発注図のCADデータを準備できる場合は、必要な加工をして、受注者に引き渡してください。CADデータのフォーマットは、前述の1-5(3)にあるとおり、SXF(SFC)形式とします。発注図のCADデータを受注者に引き渡す際に必要な作業は以下のとおりです。（詳細については、「CAD製図基準に関する運用ガイドライン」の「8.1. 発注図面の作成」を参照）

・ファイル名の変更

CADデータファイル名の先頭の文字を、発注する際のライフサイクル（業務段階：S-測量、D-設計、C-施工、M-維持管理）にあわせて変更します。

・レイヤ名の変更

タイトルの変更や旗上げによる区間の追記等のCADデータの内容を変更して受注者に引き渡す場合は、変更したレイヤのレイヤ名を発注する際の責任主体（業務段階：S-測量、D-設計、C-施工、M-維持管理）にあわせて変更します。

・ファイルの引渡し

受注者にCADデータを引き渡すときは、CAD製図基準に準拠したCADデータとします。ついては、発注図が「CAD製図基準」に準拠していない場合は、完成図の電子納品を求めることはできません。ただし、電子納品推進の視点から、受発注者間の合意に基づいた完成図の電子納品を妨げるものではありません。

3-4 事前協議

電子納品の実施に当たっては、受発注者間の事前協議を必ず行ってください。電子納品を円滑に行うためには、「事前協議チェックシート」を用いて、受発注者間で電子納品に関する協議・確認を行いながら進めることが必要です。

3-4-1 協議事項

協議事項は、添付資料の「事前協議チェックシート」によるものとします。

受注者が作成した「事前協議チェックシート」の(案)により受発注者間で事前協議を行います。事前協議の結果は、受注者が取りまとめて発注者に提出します。事前協議後に、取り扱いが不明確な事項や変更が必要になった事項がやむを得ず生じた場合は、適宜変更の協議を行ってください。

3-4-2 施工中（業務中）の情報交換

施工中（業務中）の情報の交換・共有の方法として、「電子納品／情報共有システム」による方法や電子メールで情報交換を行いながら最終的に書面で決裁する方法があります。施工中（業務中）の情報の交換・共有については、情報技術を扱う環境等を考慮し、受発注者間で協議を行い決定してください。

「電子納品／情報共有システム」の利用開始手順；

- ①発注者がシステムに案件情報の登録を行う。
- ②受注者に案件情報登録の電子メールが配信された後、受注者が受注者情報の登録を行う。
- ③発注者に受注者情報登録の電子メールが配信され、システムの利用が可能となる。

※「電子納品／情報共有システム」の利用についての詳細は、「福岡県ホームページ」からマニュアルのダウンロードができますので、こちらを参照してください。「電子納品／情報共有システム」に関する問い合わせは「統合ヘルプデスク」にお願いします。

3-4-3 電子成果品とする対象書類

工 事：工事写真は、電子納品を必須とします。
工事写真以外は、事前協議により可能なものについて電子納品とします。

業務委託：原則として対象項目のすべてを電子納品とします。

電子成果品とする対象書類は事前協議で決定しますが、電子化が難しい書類、利活用の可能性が著しく低いもの等についての無理な電子化（スキャニング等）は行わないものとします。（例えば、検査のためだけの無理な電子化は行わない。）

3-4-4 その他の事項

受注者が利用するソフトウェアについては、提出するオリジナルファイルが発注者の利用するソフトウェアで問題なく閲覧・修正ができるよう、種類及びバージョン等に留意してください。

3-5 電子成果品の作成

3-5-1 電子成果品の原本性確保とラベル面の表記

- ・電子納品の媒体はCD-R等（書き込みが1度しかできないもの）で、信頼性が高いと思われる製品のみ使用してください。
- ・受注者はCD-R等のラベル面の署名枠に直接署名を行い、納品してください。

CD-R 等には、必須項目をラベル面に直接印刷するか、または油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないように注意してください。なお、長期間の保管管理に不適当なため、ラベル印刷したものを貼付けることは認めません。

ラベル面の表記様式（記載例）を以下に示します。CD-R 等を入れるプラスチックケースの背表紙部分には、設計書番号と事業名を横書きで明記します。プラスチックケースは、CD-R 等のラベル面の表記内容が見えるように透明のものとしします。



※記載項目の説明

- ①…設計書番号、事業名等（契約名称とする。）、CORINS登録番号、完成年月、複数に渡る場合は〇/全体枚数を記載します。
- ②…枠内に、工事の場合は「現場代理人」、業務委託の場合は「管理技術者」が、自筆で署名します。※
- ③…発注者、受注者名を記載します。
- ④…ウイルス対策ソフト名、定義ファイル年月日、媒体のフォーマット形式、チェック年月日を記載します。

※これによりがたい場合は、発注者と受注者で協議し、取扱いを決定してください。

3-5-2 電子成果品（CD-R等）が複数枚にわたる場合の対応

写真、図面、文書のファイル容量が大きい、ファイルの数が多い等により電子成果品のCD-Rが複数枚にわたる場合は、DVD-Rも協議により可とします。

基本的には、CD-Rの使用としますが、受発注者協議によりDVD-Rの使用を認めることとします。なお、DVD-Rにデータを記録する際のファイルシステムの論理フォーマットはUDF(Universal Disk format) Bridgeとします。

3-6 電子データを用いた書類検査

3-6-1 電子成果品（CD-R等）の電子データを用いて検査を行う範囲

工 事：工事写真は、電子データを用いて検査を行います。
業務委託：電子成果品（CD-R等）の内容を紙に印刷したもので検査を行います。

3-6-2 電子成果品（CD-R等）の内容確認

電子成果品（CD-R等）の確認に当たっては以下の点に留意します。

- ・電子納品に関する要領・基準等に従って適切に作成・格納されていること
- ・書類検査において確認した書類と、同一書類が格納されていること
- ・ウィルス対策を実施していること

電子成果品（CD-R等）の確認は、必要な書類が電子納品に関する要領・基準等に従って正しく管理項目等が作成されているか、電子納品の対象書類が漏れなく格納されているかを確認する必要があります。発注担当者は、「電子納品検査プログラム」によりこの確認を行います。

3-7 電子成果品の保管管理

電子成果品（CD-R等）は図面袋等に入れ、これまでと同様に事績に綴じて保管することとします。

将来的には、電子成果品の保管管理について統合的にデータベース化を行い、高度活用を図ることを検討します。

4 問い合わせ

○福岡県農林水産部（林務関係・水産関係）電子納品運用ガイドラインに関するお問い合わせは、福岡県農林水産部農山漁村振興課（技術管理係）まで。

TEL : (092)651-1111 内線3868、3869、3870

E-mail : nougyo@pref.fukuoka.lg.jp

○福岡県農林水産部（林務関係・水産関係）の電子納品に関する情報は、福岡県のホームページへ掲載します。

URL : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

○福岡県の「電子調達システム」全般に関すること、及び「電子納品／情報共有システム」に関することについては、「統合ヘルプデスク」にお問い合わせください。

TEL : (092)631-1056 （受付時間：開庁日の8:30～18:00）

国土交通省国土技術政策総合研究所の web サイトの電子納品に関する要領・基準のページには、電子納品を実施する上での受発注者からの各種疑問・質問に対して、回答が多数掲載されているので、要領・基準に関してはこちらを参照してください。

URL : <http://www.cals-ed.go.jp/>

5 附属資料（用語解説）

CAD(キヤド、Computer Aided Design)

グラフィック・ディスプレイを介して設計者がコンピュータの支援を得ながら設計を行うシステムのことをいう。図形処理技術を基本としており、平面図形の処理を製図用途に追うようにしたものを2次元 CAD、3次元図形処理を製品形状の定義に利用したものを3次元 CAD という。デザイン、製図、解析など設計の様々な場面で活用される。

CALS/EC（キヤルスイーシー、Continuous Acquisition and Life-cycle

Support/Electronic Commerce)

従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、ネットワークを活用して各業務プロセスをまたぐ情報の共有・有効活用を図ることにより、公共事業の生産性向上やコスト縮減を実現するための取組み。

CALS とは、企業間や組織間において、事業や製品等の計画、設計、製造、運用、保守に至るライフサイクルの各段階間や関係者間で発生する各種情報を電子化し、その伝達、共有、連携、再利用を効率的に行いコストの削減や生産性の向上を図ろうとする活動であり、概念である。EC は、電子化された商取引を意味し、公告、入札、発注、決済などの行為をインターネットなどのネットワーク上で実現するものである。

CD-R(シーディーアール、Compact Disk Recordable)

データを一度だけ書き込める CD。いったん書き込んだデータは消去できない。

CORINS(コリンズ、Construction Records Information Service)

「工事実績情報サービス」。建設会社の技術力を公正に評価しうる工事実績情報のデータベース。(財)日本建設情報総合センターが公益法人という立場で、工事実績情報のデータベースを構築し、各公共工事発注機関へ情報提供を行っている。

DM(ディー・エム、デジタル・マッピング、Digital Mapping)

DM (ディー・エム、“デジタル・マッピング”の略)とは、空中写真測量等により、地形、地物等の地図情報をデジタル形式で数値地形図を作成する作業を表しており、それにより作成されるデータを「DM データファイル」という。DM データファイルの仕様は国土交通省公共測量作業規程に定められており、国土基本図や都市計画図等の大縮尺地図を数値地図データとして作成する場合に適用されている。

DTD(ディーティーディー、Document Type Definition)

「文書型定義」の略。SGML やXML で文書を記述する際、その文書中でどのようなタグや属性が使われているかを定義したもの。

DVD-R(ディーブイディーアール、Digital Versatile Disc Recordable)

データを一度だけ書き込める DVD。いったん書き込んだデータは消去できない。

EDI(イーディーアイ、Electronic Data Interchange)

商取引に関する情報を標準的な書式に統一して、企業間で電子的に交換する仕組み。

GIS (ジーアイエス、Geographical Information System)

デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報などの位置に関連したデータとを、統合的に扱う情報システム。地図データと他のデータを相互に関連づけたデータベースと、それらの情報の検索や解析、表示などを行なうソフトウェアから構成される。データは地図上に表示されるので、解析対象の分布や密度、配置などを視覚的に把握することができる。

ISO9660 フォーマット

CD-R を作成する時のフォーマット。主要な OS(オペレーティングシステム)との互換性が配慮されており、特定のプラットフォームに依存しない。そのかわり、ファイル名やフォルダ名の文字種・文字数の制限が厳しい。ISO9660 フォーマットにはレベル1からレベル3までの段階があり、レベル1の場合ファイル名は8文字+拡張子(3文字)まで、ディレクトリ名は8文字までの制限がある。電子納品に関する要領(案)・基準(案)では、長期的な保存という観点から、国際的標準である ISO9660 フォーマットの中でも OS 間での互換性が最も高い「レベル1」を標準としている。

JPEG(ジエーペグ、Joint Photographic Experts Group)

静止画像データの圧縮方式の一つ。ISOにより設置された専門家組織の名称がそのまま使われている。圧縮の際に、若干の画質劣化を許容する(一部のデータを切り捨てる)方式と、まったく劣化のない方式を選ぶことができ、許容する場合はどの程度劣化させるかを指定することができる。方式によりばらつきはあるが、圧縮率はおおむね1/10~1/100程度。写真などの自然画の圧縮には効果的だが、コンピュータグラフィックスには向かない。

MO(エムオー、Magneto Optical disk)

光磁気ディスク。磁気記憶方式に光学技術を併用した書き換え可能な記憶装置。書き込み時はあらかじめレーザー光を照射してからデータを磁気的に書き込むので、記憶の高密度化が可能。また、読み出し時はレーザー光のみを用いるため、高速にデータを読み出すことができる。容量が128MB、230MB、540MB、640MB、1.3GBのものが一般的。

OCF 検定(オーシーエフ、Open Cad Format)

CADソフトウェアのSXF仕様への準拠性を検定し、ユーザーに判断材料を提供するもので、有限責任中間法人オープンCADフォーマット評議会が検定を行っている。OCF検定は、CADソフトウェアやビューアなどに搭載されるSXFフォーマット入出力が、適正かどうかを判定する。これにより、ユーザーはより確実なデータ交換が可能になる。CADデータ作成に当たっては、確実なデータ交換を行うため、SXF仕様への準拠性の基準を明確にし、技術的な検証を行っている、OCF検定認証ソフトウェアを利用すること。

PDF(ピーディーエフ、Portable Document Format)

PDFは、プラットフォームに依存しないファイル形式で、文書を作成した環境と別環境(異なる機種、OS)の間における文書交換を可能にする。また、「標準情報(TR) TR X0026:ポータブル文書フォーマットPDF」として(財)日本規格協会から発行されている。

SXF(エスエックスエフ、Scadec data eXchange Format)

異なる CAD ソフト間でデータの交換ができる共通ルール（中間ファイルフォーマット：交換標準）。

「CADデータ交換標準開発コンソーシアム」において開発された。この交換標準はコンソーシアムの英語名称である SCADEC(Standard for the CAD data Exchange format in the Japanese Construction field)にちなみ、SXF 標準と呼ばれている。

国際標準である STEP/AP202 規格に準拠した電子納品のための P21 形式、工事・業務の途中段階の CAD データ交換のための簡易な形式である SFC、双方の物理ファイルをサポートしている。

福岡県農林水産部では、CAD データの納品フォーマットは SXF(SFC)形式としている。理由として、SXF(P21)形式は国際標準に則った形式であるが、SXF(SFC)形式と比較して、容量が3倍程度にもなるため、処理速度が低下するなどの作業上、保管管理におけるデータ保管容量の確保など、取り扱いに問題があること、また、SFC と P21 間では可逆的に変換することが一般的に可能であり、国外企業が参入した場合のデータ提供や永続性の確保に問題が無いため、SXF(SFC)形式を採用した。ただし、国外企業が参入した場合についての、SXF(P21)形式による納品は妨げない。

TECRIS(テクリス、Technical Consulting Records Information Service)

「測量調査設計業務実績情報サービス」。受注企業の技術力を公正に評価しうる業務実績情報のデータベース。

(財)日本建設情報総合センターが公益法人という立場で、業務実績情報のデータベースを構築し、各業務発注機関へ情報提供を行っている。

TIFF(ティフ、Tagged Image File Format)

画像データのフォーマット。1枚の画像データを、解像度や色数、符号化方式の異なるいろいろな形式で一つのファイルにまとめて格納できるため、比較的アプリケーションソフトに依存しない画像フォーマットである。

UDF(ユーディーエフ、Universal Disk Format)

DVDなどの光学式記録メディアに採用されているファイル形式でOSの種類を問わず、ディスクを同じように扱えるようにするファイル形式のことである。光学式記録メディアのメーカー団体であるOSTAによって策定されたもので、ISOなどにより標準化されている。

XML(エックスエムエル、eXtensible Markup Language)

拡張型構造化記述言語。ユーザーが任意でデータ(タグ)の要素・属性や論理構造を定義できる記述言語(メタ言語)であり、1998年2月にW3C(WWWコンソーシアム)において策定された。

ウイルスチェック

アプリケーションソフト（ウイルスチェックソフト）等を用いてコンピュータウイルスなどを検出・除去する処置のこと。

ダウンロード

ネットワークを通じて、サーバコンピュータに保存されているデータをクライアントコンピュータに転送すること。逆をアップロードという。

レイヤ

レイヤは、CAD 図面を作成する際に、作図要素を描画する仮想的なシートを意味する。一般的に、1枚の図面は複数のレイヤで構成され、各レイヤに表示・非表示することが可能である。CAD 製図基準(案)では、電子納品された CAD 図面の作図・修正及び再利用が効率的に行うことを目的に、工種毎に作図要素を描画するレイヤを定めている。

事前協議

工事・業務の開始時に、受発注者間で行われる協議のこと。この場において、電子納品に関する取り決めをしておくことが、電子納品の円滑な実施の重要なポイント。

電子媒体(メディア、記憶メディア、記憶媒体)

フロッピーディスクや CD-ROM など、データを記録しておくための記録媒体。